

令和4年5月25日

保護者様

墨田区教育委員会  
墨田区立錦糸中学校

## リバウンド警戒期間の終了に伴う幼稚園、小・中学校の対応について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

東京都においては、令和4年5月22日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウィルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、都民、事業者に対し、基本的な感染防止策を徹底することを要請していましたが、5月22日をもって「リバウンド警戒期間」を終了することを決定しました。

「リバウンド警戒期間」終了後においても、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することにより、感染拡大を防止することが求められています。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校においては、感染の発生や感染の再拡大のリスクを低減するため、引き続き基本的な感染症対策を徹底するとともに、児童・生徒一人一人が感染症対策を一層徹底するよう指導しながら、下記のとおり、学校運営を行うこととします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策の一層の徹底について、御理解・御協力いただきますようお願いします。

なお、今後の感染状況により、下記の内容については変更となる場合があります。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針

基本的な感染症対策を徹底しながら学校運営を継続します。

#### 2 児童・生徒等に対する指導

##### (1) 学習活動について

飛沫感染の可能性が高い学習活動は、感染症対策を徹底したうえで、内容や方法を工夫して実施します。

##### (2) 学校行事について

- 都県境を越える日帰りの校外学習は、実施場所の感染状況により実施の可否について総合的に判断したうえで、感染症対策を講じながら実施します。
- 宿泊行事は、これまで行ってきた本人・家族の健康管理をはじめ、移動手段や宿泊施設での感染予防対策を今後も継続しながら実施します。

なお、旅行先自治体等から事前の検査を求められた際は、必要に応じて抗原検査等の事前検査を行いますので御協力をお願いします。

- 飲食を伴う学校行事は行いません（お弁当や給食は除く）。

### (3) 部活動について

- 感染症防止対策を講じ、生徒の安全を最優先にしたうえで、全ての部活動の実施を可とします。感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施します。ただし、接触を伴う活動など、可能な限り感染症対策を講じてもなお生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控えます。
- 運動部の大会等や文化部のコンクール等につながる大会（以下「大会等」という。）に参加する場合、学校からの通知を受け、参加する本人・保護者の同意書及び出場する大会等の 14 日前から大会等終了までお子様の健康観察表を提出してください。なお、大会等参加中は、学校と保護者等との連絡が直ちに行えるよう緊急連絡先を学校に伝えてください。
- 大会等参加に伴う練習試合や合同練習は、感染状況に応じて可能とします。お子様の健康観察を行うとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にするなどの感染症対策を徹底したうえで実施します。

### (4) 児童・生徒等への個別の配慮

- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、オンライン等を活用して健康観察や連絡、学校が準備した授業内容や課題の配信など様々な工夫を行い、オンライン環境とオフラインを組み合わせて個別に対応します。
- 様々な事情により、常時マスクを着用することに不調を感じる児童・生徒への差別や偏見が生じることのないよう配慮します。

## 3 家庭での感染症対策について

放課後及び休日においても、ウイルスを家庭に持ち込まない行動を意識し、各家庭においても、以下のような感染症対策に御協力をお願いします。

- 外出については、少人数で行い、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- マスクの正しい着用、3密の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝の検温と健康観察表の記入（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養させる）、お子様の健康管理
- 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 不要不急の外出は避ける。
- 児童・生徒のみの会食やカラオケはしない。

## 4 お子様の登校自粛等の判断について

- (1) お子様や同居の家族が体調不良<sup>1</sup>の場合は、医療機関を受診してください。症状が軽快<sup>2</sup>するまでお子様の登校を控えてください。この場合、「欠席」扱いとはしません。また、お子様が新型コロナウィルス陽性と診断された場合は、症状の出た日を「発症日」とし、その翌日を1日目として10日間は外出せずに療養をお願いします。

1 体調不良の症状（例）…発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害

2 症状軽快の目安…解熱剤を使用せずに解熱しており、症状が改善傾向であること。

- (2) お子様がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合は、お子様の登校は控えてください。「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「症状の有無」を学校に連絡してください。この場合も、「欠席」扱いとはしません。検査結果が出ましたら、御連絡願います。
- (3) お子様が保健所等から濃厚接触者とされた場合には、新型コロナ感染症陽性の患者と接触があった日の翌日から7日間の外出自粛と健康観察をお願いします。
- また、同居家族が陽性で自宅療養となり、お子様が濃厚接触者とされた場合も、その患者である御家族と家庭内での感染対策ができている場合には、家庭内で感染対策を講じた日の翌日から7日間の健康観察となります。この場合も「欠席」扱いとはしません。
- (4) オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、濃厚接触者となり外出自粛・健康観察期間の4日目及び5日目の2日間にわたり検査で陰性となった場合には、5日目の検査後に待機を2日早く解除する取り扱いも可能となりました。検査等を受け、早めに待機期間を解除する場合にはその旨を学校に御連絡願います。
- (5) お子様が学校登校日にワクチン接種を受けるために登校できなかつた場合には、「欠席」扱いとはしません。その旨を学校に御連絡願います。
- (6) お子様がワクチン接種を受けた結果、副反応による発熱等の体調不良で登校できなかつた場合は、「欠席」扱いとはしません。
- (7) 登校する際は、お子様に健康観察表、マスク、ティッシュ、ハンカチを持参させてください。
- (8) 登校時に健康観察表でお子様の健康状態を確認します。必ず記入の上、持参させてください。登校の際、健康観察表を忘れたり、記入漏れがないよう確認してください。
- (9) 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者に御連絡しますので、お迎えをお願いします。
- (10) 教室は適切に換気し、多数の手が触れる場所は、毎日消毒を行っています。
- (11) 手洗い、マスク（不織布）の正しい着用を徹底します。
- (12) 屋外で人と十分な距離が確保できる場合等は、国のガイドラインに従って、マスクを外すなど、熱中症の防止等に十分留意のうえ、活動の状況や児童生徒等の様子なども踏まえ対応します。
- (13) 感染状況を考慮して、学校から各家庭へ感染拡大を防止するため、状況に応じて臨時休業（学級閉鎖）の判断を行います。学級閉鎖については、感染力が強い新型インフルエンザの際と同様に、1学級あたり10%の欠席率、30名未満の小規模学級においては3名以上の欠席者を基準として、休業期間を原則5日間として行います。休業期間については、状況に応じて延長いたします。

## 5 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合や濃厚接触者に特定された場合のお子様の登校について

- (1) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合にも、「検査対象者」、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「お子様の症状の有無」を必ず学校に御連絡ください。また、検査結果も御連絡願います。
- (2) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合の児童・生徒等の登校の取り扱いについて、次のとおりとします。

同居家族等が受検するP C R 検査・抗原検査の事例	児童・生徒等の登校の可否
① コロナを疑う症状があるために行う場合	検査結果が出るまでは登校を控えてください。
② 濃厚接触者となり検査を行う場合	
①②以外の理由で行う場合 (例) ・同居家族が通う施設（学校・勤務先等）において、陽性者が発生し、施設内の感染拡大予防のために濃厚接触者に該当しない集団に対して行う場合 ・施設内の感染拡大予防を目的に定期的に行う場合 ・国内移動、海外渡航前に行う場合 ・医療機関が手術・治療等の前に行う場合	登校可とします。 登校を控える際は、「欠席」扱いになりません。

(3) 同居家族等が濃厚接触者に特定された場合で、その濃厚接触者と特定された方及びお子様自身に体調不良がない場合には、登校を控える必要はありません（登校できます）。

(4) 同居の家族の体調不良がワクチン接種後の副反応によることが明らかな場合には、お子様が登校を控える必要はありません（登校できます）。

### 【連絡先】

錦糸中学校 副校長 本多 泰介

電話 3625-0375 平日 午前7時45分から午後6時30分まで

### 【お問い合わせ】

#### ○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03-5608-6307

#### ○宿泊行事について

教育委員会事務局学務課事務担当 03-5608-6303

#### ○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305